

学校において予防すべき感染症と出席停止期間（学校保健安全法施行規則第 18・19 条）

	種 類	出席停止期間
第 一 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重傷急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルスであるものに限る）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
	インフルエンザ（特定インフルエンザを除く）	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後、二日を経過するまで
第 二 種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状消退した後二日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から WHO に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）であるものに限る）	発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
	結 核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第 三 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 <b>その他の感染症</b> その他の感染症の例：溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症 など	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで